

## 小豆島町空き家活用事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 空き家所有者又は物件購入者が行う家屋の改修等に要する経費に対して補助金を交付し、空き家を有効活用することにより、小豆島町への移住・定住促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 小豆島町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録している物件で一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 物件購入者 令和2年4月1日以降に進学又は転勤以外の目的で、定住の意思を有し、当該空き家を購入しており、当該事業の完了報告時において小豆島町へ転入している者をいう。ただし、小豆郡外で3年以上在住したU I J ターン者（町外から町内に転入を希望する者をいう。）で、補助金の交付申請した日において、当該補助金の交付対象となる物件の売買契約を締結しており、かつ売買契約締結日から1年以内の者に限る。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 空き家バンクに賃貸を目的として登録している空き家の所有者等。
- (2) 物件購入者

### (交付要件)

第4条 補助金の交付要件は次に掲げる全てを満たさなければならない。

- (1) 当該事業に関して、国、県又は町から補助若しくは補償等を受けていない所有者等
- (2) 申込者が属する世帯の構成員（当該申込者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないこと
- (3) 世帯構成員が町税、その他の町に納付すべき金銭を滞納していないこと

### (補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる事業、補助率若しくは補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助金の交付は1物件につき1回とする。
- 3 補助金の額に1千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、小豆島町空き家活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは交付を決定し、小豆島町空き家活用事業交付決定通知書(様式第2号)により当該所有者等に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定にあたって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が補助対象事業の内容等を変更又は中止しようとするときは、小豆島町空き家活用事業補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の変更又は中止を承認した場合は、小豆島町空き家活用事業補助金交付決定変更・中止承認通知書(様式第4号)を補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の完了報告)

第9条 補助対象者は、事業が完了したときは、事業の完了日から30日以内に小豆島町空き家活用事業完了報告書(様式第5号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けたときは、交付すべき額を確定し、小豆島町空き家活用事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、小豆島町空き家活用事業補助金請求書(様式第7号)により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けて補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他の不正手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の処分を決定したときは、小豆島町空き家活用事業交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則  
この告示は、平成23年5月1日から施行する。

附 則  
この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	事業内容	補助率及び補助上限額
空き家登録事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所、風呂、トイレの改修</li> <li>・内装、屋根、外壁等、家屋本体の改修</li> <li>・住宅設備の修理又は新設</li> <li>・家財道具の運搬及び廃棄</li> <li>・屋内及び屋外の清掃</li> <li>・畳替え、襖及び障子の張替え</li> <li>・ガラスの入れ替え など</li> </ul>	<p>事業対象経費の50万円までの全額と当該事業が香川県移住促進・空き家改修等補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）の間接補助事業に該当する場合は、事業対象経費50万円を超えた額に2分の1を乗じた額とする。ただし、補助上限額は、100万円までとする。</p>